（療育支援課の所掌事務）

第六百七十一条　療育支援課は、国立福祉型障害児入所施設の所掌事務のうち、次に掲げるものをつかさどる。

一　障害児等の生活指導、作業指導その他保護及び指導に関すること。

二　障害児等の治療教育及び保健衛生に関すること。

第七百六条の二第二項中「医療課」の下に「、調査課」を加える。

第七百七条第二号の次に次の二号を加える。

二の二　再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法律第八十五号。以下「再生医療等安全性確保法」という。）附則第七条第二項の規定による再生医療等委員会の認定に関すること。

二の三　再生医療等安全性確保法附則第八条第二項の規定による特定細胞加工物の製造の許可及び同条第五項の規定による特定細胞加工物の製造の届出に関すること。

第七百九条中「医療課」を「医療課調査課」に改める。

第七百十条を削る。

第七百十条の四の次に次の一条を加える。

（調査課の所掌事務）

第七百十条の四の二　調査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に関する調査、情報の管理及び分析並びにその結果の提供に関すること。

二　地方厚生局の所掌事務（健康福祉部、麻薬取締部、総務課、企画調整課、年金指導課、年金調整課及び年金管理課の所掌に属するものを除く。）に関する訴訟に関する事務の調整に関すること。

三　次に掲げる事務（医療課の所掌に属するものを除く。）のうち、地方厚生局長が必要があると認めた特定事項に関すること。

イ　健康保険事業、船員保険事業、国民健康保険事業及び後期高齢者医療制度に係る療養に関する監督（地方厚生局長の権限に属するものに限る。）を行うこと。

ロ　保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に対する監督を行うこと。

第七百十条の十第一項第一号ヘ中「二人」の下に「（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）」を加え、同号トからリまでの規定中「一人」の下に「（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）」を加え、同号チ中「二人」の下に「（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）」を加え、同号リ中「一人」の下に「（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）」を加え、同項第三号ホ及びト中「一人」の下に「（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）」を加え、同号チ中「二人」の下に「（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）」を加え、同号リ中「一人」の下に「（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）」を加え、同項第四号ホ及びト中「一人」の下に「（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）」を加え、同号チ中「二人」の下に「（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）」を加え、同号リ中「一人」の下に「（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）」を加える。

第七百十一条中「健康福祉課指導養成課」を「健康福祉課」に改める。

第七百十二条第一号の次に次の四号を加える。

一の二　救急救命士養成所の指定及び監督に関すること。

一の三　診療放射線技師養成所、臨床検査技師養成所、理学療法士養成施設、作業療法士養成施設、視能訓練士養成所、臨床工学技士養成所、義肢装具士養成所、言語聴覚士養成所、あん摩マッサージ指圧師養成施設、はり師養成施設、きゅう師養成施設及び柔道整復師養成施設の指定又は認定及び監督に関すること。

一の四　歯科衛生士養成所及び歯科技工士養成所の指定及び監督に関すること。

一の五　保健師養成所、助産師養成所及び看護師養成所の指定及び監督に関すること。

第七百十二条第三号の次に次の二号を加える。

三の二　栄養士養成施設、管理栄養士養成施設及び調理師養成施設の指定及び監督に関すること。

三の三　調理師養成施設の入学及び調理師の試験に関する学力の認定に関すること。

第七百十二条第五号の次に次の二号を加える。

五の二　理容師養成施設及び美容師養成施設の指定及び監督に関すること。

五の三　理容師養成施設及び美容師養成施設の入学に関する学力の認定に関すること。

第七百十二条第八号の次に次の八号を加える。

八の二　製菓衛生師法第五条第一号の規定による指定及び当該指定を受けた製菓衛生師養成施設の監督に関すること。

八の三　食品衛生法第四十八条第六項第三号の規定による登録及び当該登録を受けた食品衛生管理者の養成施設の監督に関すること。

八の四　食品衛生法第四十八条第六項第四号の規定による登録に関すること。

八の五　食品衛生法施行令第九条第一項第一号の規定による登録に関すること。

八の六　食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第十二条第五項第三号の規定による登録及び当該登録を受けた食鳥処理衛生管理者の養成施設の監督に関すること。

八の七　食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第十二条第五項第四号の規定による登録に関すること。

八の八　食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則第六条第九号の規定による認定に関すること。

八の九　児童福祉法第十三条第二項第一号並びに児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第二十八条第一号、第四十三条第一号及び第八十二条第三号の規定による指定並びに児童福祉法施行規則第六条の八第二項及び第三項並びに同条第四項において準用する児童福祉法施行令第五条第三項から第七項まで（第六項を除く。）の規定による監督に関すること。

第七百十二条第十二号の次に次の一号を加える。

十二の二　児童福祉法第十八条の六第一号に規定する指定保育士養成施設の指定及び監督に関すること。

第七百十三条第二十二号の次に次の七号を加える。

二十二の二　社会福祉士及び介護福祉士法第七条第二号に規定する社会福祉士短期養成施設等及び同条第三号に規定する社会福祉士一般養成施設等の指定及び監督に関すること。

二十二の三　社会福祉士及び介護福祉士法第三十九条第一号から第三号までの規定による指定及び当該指定を受けた養成施設の監督に関すること。

二十二の四　社会福祉士及び介護福祉士法第四十条第二項第一号及び附則第二条第一項の規定による指定並びに当該指定を受けた高等学校等の監督に関すること。